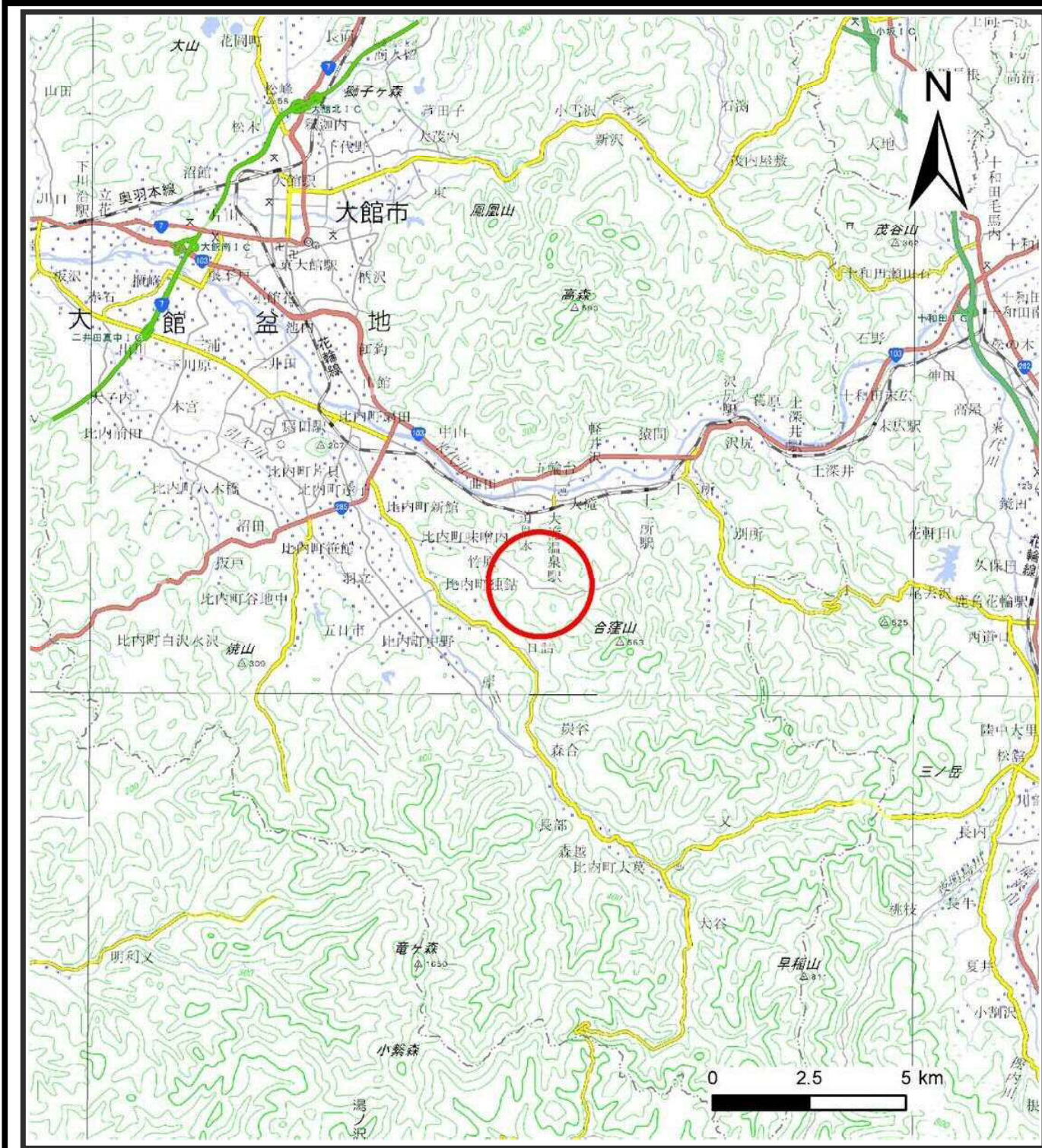
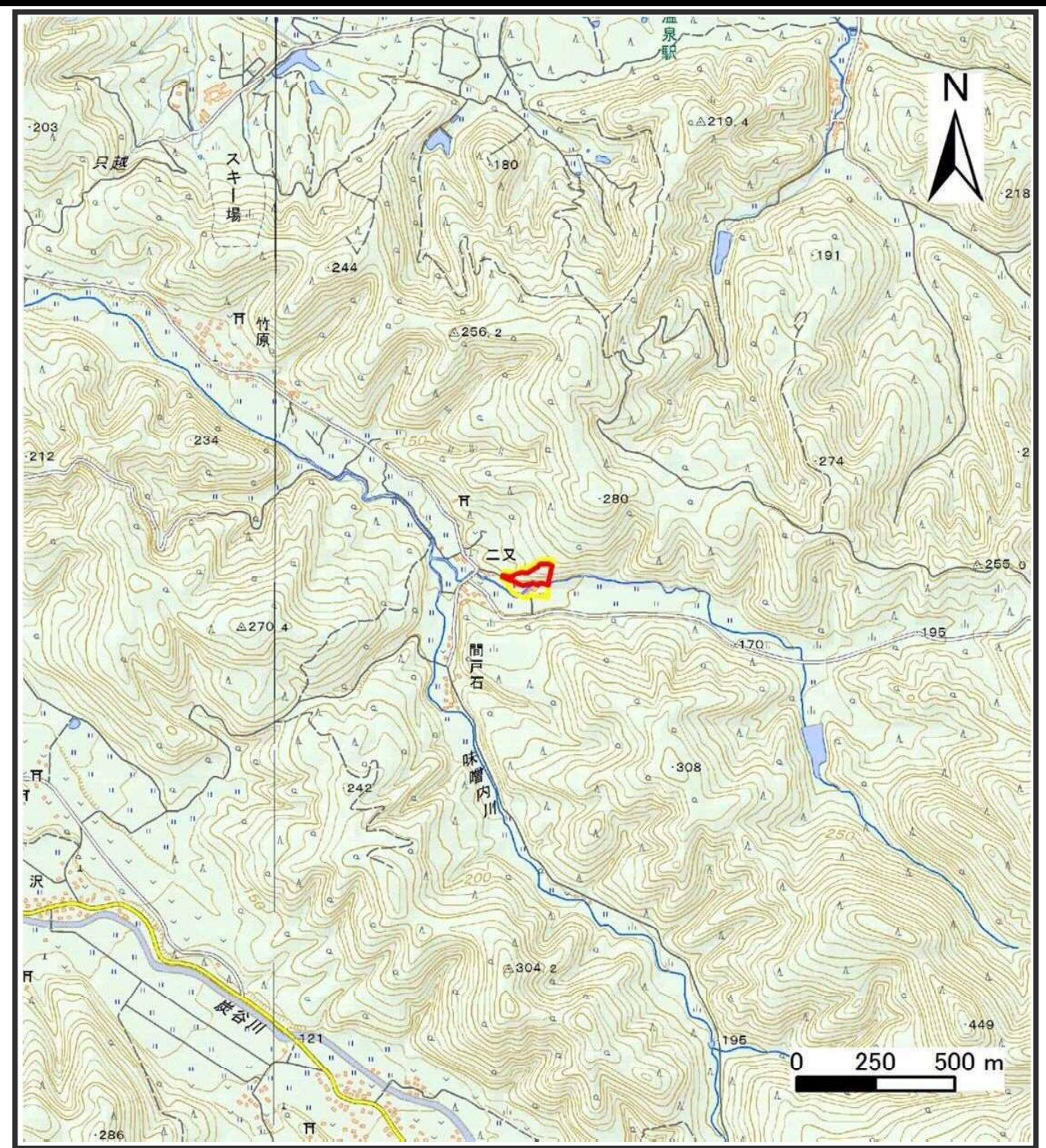


土砂災害警戒区域等の指定の公示に係る図書 (その1)



(1/200,000)



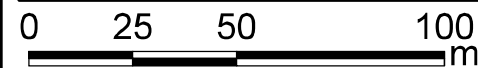
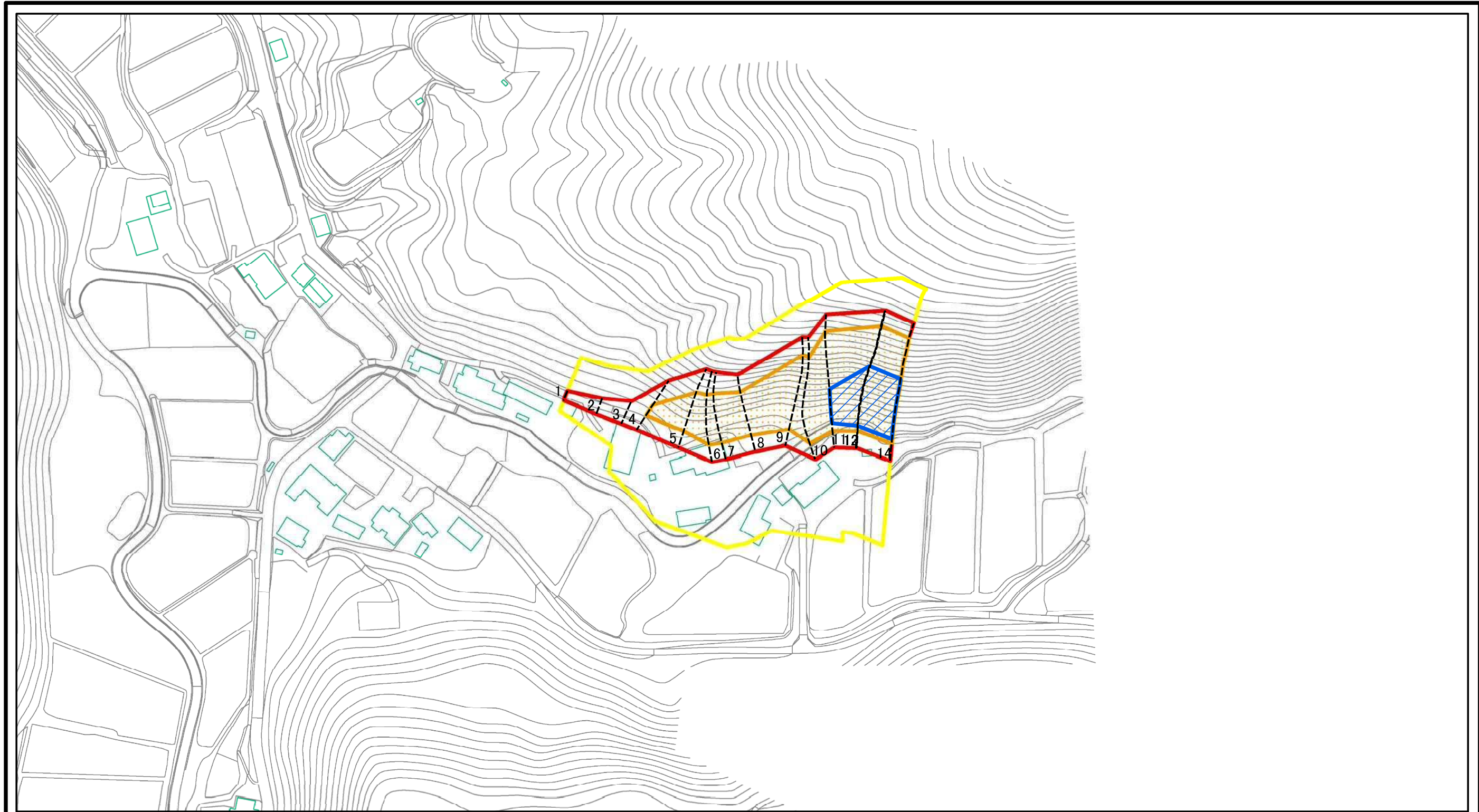
(1/25,000)

様式－1 (急)
土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域 位置図

自然現象の種類	急傾斜地の崩壊
箇所番号	Ⅱ-119
箇所名	二又
所在地	秋田県大館市比内町味噌内字不動田及び二又沢

この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の2万5千分1地形図、電子地形図25000及び電子地形図20万を複製したものである。(承認番号 平29情複、第980号)

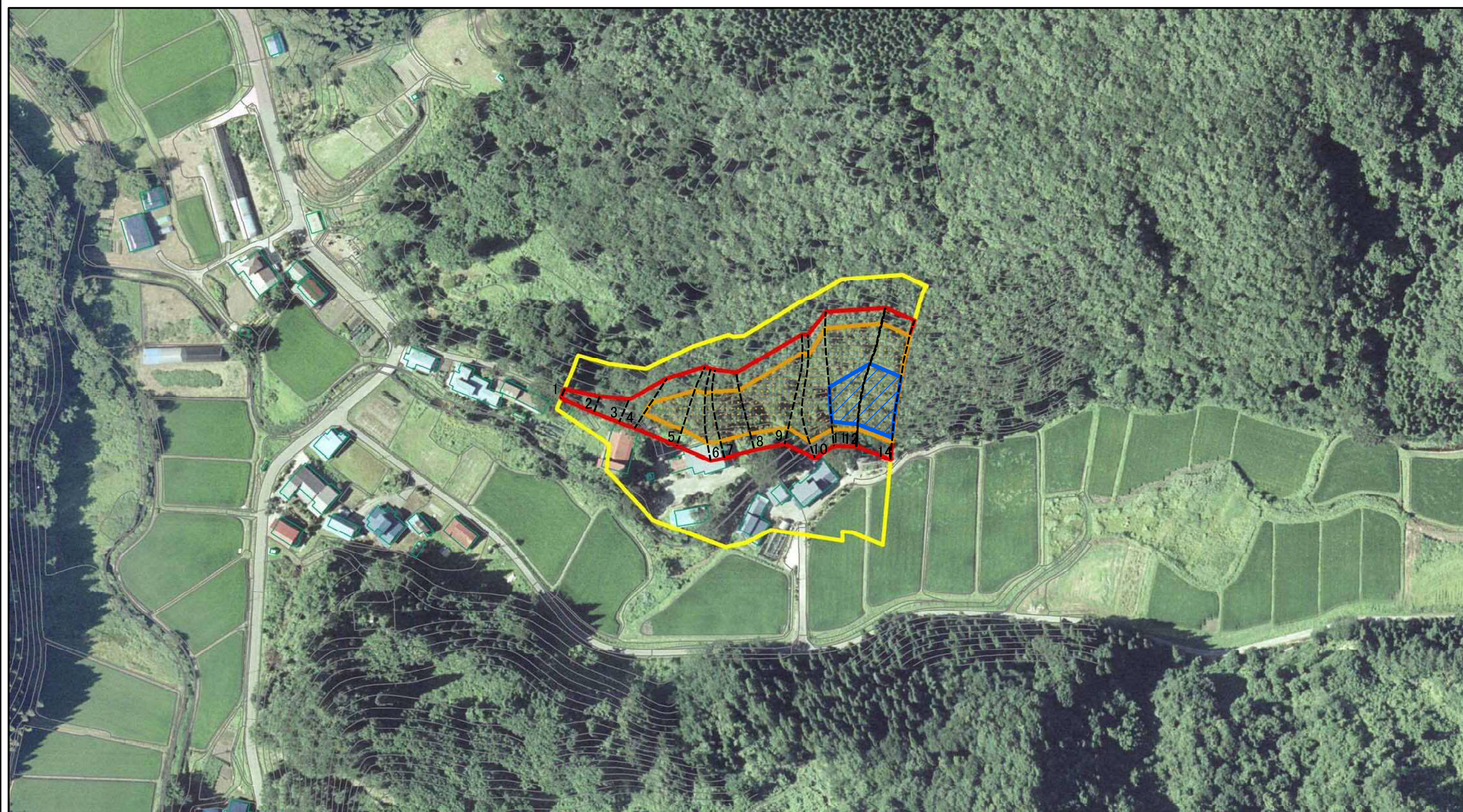
土砂災害警戒区域等の指定の公示に係る図書(その2)



図中の数字は横断測線番号を示す

様式-2(急) 土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域 区域図(その1)	土砂災害防止法施行令第二条の基準に該当する区域		N 縮尺 1:2,500	自然現象の種類	急傾斜地の崩壊	箇所番号	II-119
	土砂災害防止法施行令第三条の基準に該当する区域			告示番号	第178号	箇所名	二又
	土砂等の(移動)高さが1m以下の場合、土砂等の移動による力が100kN/mを超える区域			告示年月日	平成30年3月20日	所在地	秋田県大館市比内町味噌内 字不動田及び二又沢
	土砂等の堆積の高さが3mを超える区域						
	それ以外の区域						

土砂災害警戒区域等の指定の公示に係る図書(その2-1)



0 25 50 100
m

図中の数字は横断測線番号を示す

様式-2-1(急)

土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域
区域図(その2)

土砂災害防止法施行令第二条の基準に該当する区域



N

自然現象
の種類

急傾斜地の崩壊

箇所番号

II-119

土砂災害防止法
施行令第三条の
基準に該当する
区域

土石等の(移動)高さが1m以下の場合、
土石等の移動による力が100kN/mを超える区域



縮尺

告示番号

第178号

箇所名

二又

土石等の堆積の高さが3mを超える区域



1:2,500

告示年月日

平成30年3月20日

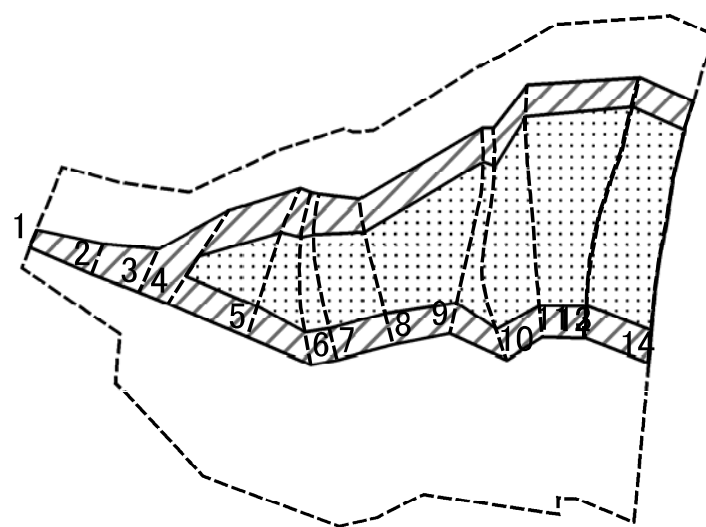
所在地

秋田県大館市比内町味噌内
字不動田及び二又沢

それ以外の区域



土砂災害警戒区域等の指定の公示に係る図書(その2-2)



0 25 50 100
m

図中の数字は横断測線番号を示す

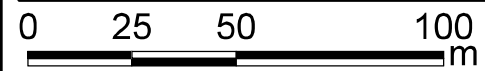
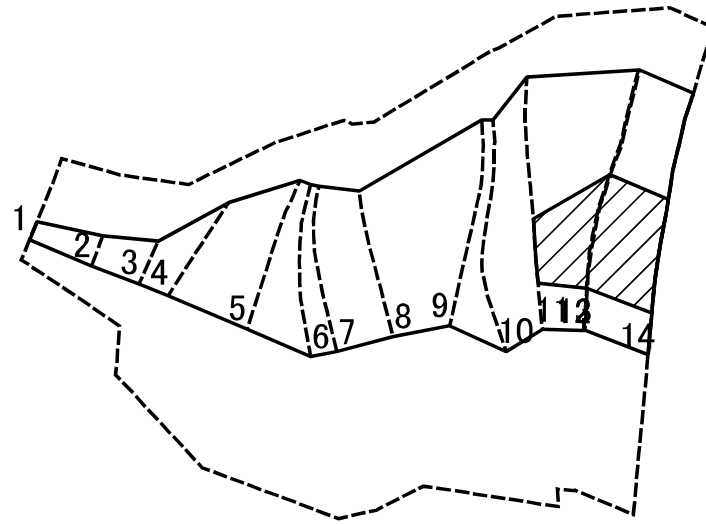
様式-2-2(急)
土砂災害特別警戒区域の区域区分図
(急傾斜地の崩壊に伴う土石等の移動により
建築物の地上部に作用すると想定される力)

土砂災害防止法施行令第二条の基準に該当する区域	
土砂災害防止法 施行令第三条の 基準に該当する 区域	土石等の(移動)高さが1m以下の場合、 土石等の移動による力が100kN/mを超える区域
それ以外の区域	

N
縮尺
1:2,500

自然現象 の種類	急傾斜地の崩壊	箇所番号	II-119
告示番号	第178号	箇所名	二又
告示年月日	平成30年3月20日	所在地	秋田県大館市比内町味噌内 字不動田及び二又沢

土砂災害警戒区域等の指定の公示に係る図書(その2-3)



図中の数字は横断測線番号を示す

様式-2-3(急) 土砂災害特別警戒区域の区域区分図 (急傾斜地の崩壊に伴う土石等の堆積により 建築物の地上部に作用すると想定される力)	土砂災害防止法施行令第二条の基準に該当する区域			N 	自然現象の種類	急傾斜地の崩壊	箇所番号	II-119
	土砂災害防止法 施行令第三条の 基準に該当する 区域	土石等の堆積の高さが3mを超える区域				告示番号	第178号	箇所名
		それ以外の区域		告示年月日		平成30年3月20日	所在地	秋田県大館市比内町味噌内 字不動田及び二又沢
				縮尺	1:2,500			

土砂災害警戒区域等の指定の公示に係る図書(その3)(案)

(1/1)

横断測線の区間	土石等の移動により建築物の地上部に作用すると想定される力				土石等の堆積により建築物の地上部に作用すると想定される力				横断測線の区間	土石等の移動により建築物の地上部に作用すると想定される力				土石等の堆積により建築物の地上部に作用すると想定される力			
	土石等の(移動)高さが1m以下の場合、土石等の移動による力が100kN/m ² を超える区域		それ以外の区域		土石等の堆積の高さが3mを超える区域		それ以外の区域			土石等の(移動)高さが1m以下の場合、土石等の移動による力が100kN/m ² を超える区域		それ以外の区域		土石等の堆積の高さが3mを超える区域		それ以外の区域	
1 ~ 2	-	-	72.10	1.00	-	-	9.81	1.94	~								
2 ~ 3	-	-	88.33	1.00	-	-	9.81	1.94	~								
3 ~ 4	-	-	100.00	1.00	-	-	10.60	2.10	~								
4 ~ 5	125.57	1.00	100.00	1.00	-	-	12.32	2.44	~								
5 ~ 6	129.84	1.00	100.00	1.00	-	-	12.39	2.45	~								
6 ~ 7	133.93	1.00	100.00	1.00	-	-	12.63	2.50	~								
7 ~ 8	138.70	1.00	100.00	1.00	-	-	13.15	2.60	~								
8 ~ 9	148.94	1.00	100.00	1.00	-	-	15.16	3.00	~								
9 ~ 10	148.94	1.00	100.00	1.00	-	-	15.16	3.00	~								
10 ~ 11	155.25	1.00	100.00	1.00	-	-	15.16	3.00	~								
11 ~ 12	158.63	1.00	100.00	1.00	18.35	3.63	15.16	3.00	~								
12 ~ 13	158.67	1.00	100.00	1.00	18.35	3.63	15.16	3.00	~								
13 ~ 14	159.00	1.00	100.00	1.00	18.40	3.64	15.16	3.00	~								
~									~								
~									~								
~									~								
~									~								
~									~								
~									~								
~									~								
~									~								
~									~								
~									~								
~									~								
~									~								
~									~								

様式-3(急) 建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項	自然現象の種類	急傾斜地の崩壊	箇所番号	II-119
	告示番号	第178号	箇所名	二又
	告示年月日	平成30年3月20日	所在地	秋田県大館市比内町味噌内字不動田及び二又沢